

元成宗朝の鈔賜与

はじめに

明代の賜与には銀・銭・綿・麻・絹・蘇木・胡椒等が用いられた。これらの賜与がどのような背景をもっていたのかを考えると、相起されるのが元朝の賜与である。明朝の創建者達は元朝の盛時には大規模な賜与が行われたことを知っていた筈である。元朝では皇位継承法が確立していない為、宗室や諸王が大きな力を持ち、皇帝は彼らに多額の賜与をせざるを得ず、財政上の大きな負担になっていたことは周知のことである。宗室や諸王に対する賜与には江南戸鈔や歳例賜与などの恒常的なものがあるが、新帝の即位を祝う朝会や戦功をあげた場合に行われる臨時的なものがあるが、金・銀・鈔・幣・帛・綾・錦・布・毛皮・衣服・玉帯・弓矢・甲冑・鞍勒・馬・羊・牛など極めて多様なものが用いられた。筆者は金・銀・馬・羊・牛と世

奥山憲夫

祖朝の鈔については別稿で検討した^{〔1〕}。世祖朝の賜与をみると年平均で中統元年（一二六〇）から至元一二年（一二七六）の間は鈔が一二〇錠にすぎないのに対し、銀は一六万七九一八両、金が六三二八両であり、賜与の中心は金・銀、特に銀であった。続いて至元一三年（一二七七）から一九年（一二八二）になると鈔が四万五〇六三錠に増加し、一方で銀は四万五〇五一両と約四分の一に減少し、金も七三六両しかなくなった。至元二〇年（一二八三）代に入ると宗室、諸王を主な対象として賜与額が更に増加したが、その前半の至元二〇年（一二八三）から二四年（一二八七）の間では鈔が二四万二九五七錠となり、一三年（一二七七）から一九年（一二八二）の間の五倍以上に達した。一方で銀は三四〇〇両、金は零となった。つまり至元一三年（一二七七）から二四年（一二八七）の間に鈔と金・銀の賜与額が反比例するように増加、減少してきたことになる。

金・銀は鈔に代賛され、鈔の賜与額が特に二〇年代に入ってから増加してきたといえる。しかし、至元二五年（一二八八）から三〇年（一二九三）の間は様相が異なり、鈔は四六万四九六二錠と更に増加するが、金も一八〇八両、銀が二六万三五八八両と再び増加した。至元三一年（一二九四）正月、世祖が在位三五年の後八〇才で歿し、四月に皇孫テムール・カンが成宗として即位し一三年間在位することになる。この成宗朝では、世祖朝の動向をうけて、どのような賜与が行われたのかについて考えてみたい。宗室、諸王や軍に対する賜与のほかに、災害時の被災民や饑民に対する賑恤にも少なからぬ鈔が用いられたのでこれらも含めて考える。又、宗室、諸王は部民の困窮を理由に支給を要求することがあり、賜与と賑恤の判別がつきにくい場合もあるが、各事例の前後の事情を勘案して分類した。

一 各年の賜与・賑恤

まず成宗朝の各年ごとの賜与・賑恤に用いられた鈔の額とその内容を確認する。各年の合計額を示すと表Iのようであった。

至元三一年（一二九四）に賜与・賑恤に用いられた鈔は、表示のように二四万二四〇〇錠だが、その内容を見ると、一万錠以上の事例には次のものがあつた。五月には三件あり、安西王阿南答に一万錠を賜与し、諸王亦里不花が官に馬を輸納したので、その値として一二万五〇〇〇錠を賜わり、也速帯而の麾下の貧困な軍士に一万錠

表I (単位 錠)

	賜与額
至元31	24万2400
元貞1	161万8700
2	45万7500
大徳1	74万8200
2	162万1000
3	441万0000
4	51万0400
5	235万4900
6	41万1830
7	226万2760
8	58万5900
9	43万5600
10	13万1000
合計	1579万0190

を給した。七月には西征の軍士に幣三万匹とともに鈔三万六〇〇〇錠を賜与し、一二月には伯遙帯忽刺出の所部中の饑戸一〇〇〇戸に一万錠を給し、海都に捕えられていたが帰附した阿思の民に三万九〇〇〇余錠を賜わった。一万錠以下の事例として、六月に雪雪の斤公主に一〇〇〇錠、諸王伯答罕、未察合而の所部中の貧窮者に三〇〇〇錠を賜与した。七月には諸王出伯の所部の貧乏な四〇〇〇余戸に三〇〇〇錠を賜わり、瓜州、沙州の民で甘州に赴いて屯田する者達に牛価鈔二六〇〇錠を支給した。八月に妻子を敵に掠取された忙哥撒而に八〇〇〇錠を賜わり、一二月には京師の鰥寡の貧民に三〇〇〇錠を、東勝等の貧乏な牛遞戸に三〇〇〇余錠を賜わった。このほか鈔の額が分らない事例に次のものがある。五月に国王和童、月兒魯伯顔、月赤察に各々金二五〇両、一五〇両、五〇両、五〇両を賜与するとともに、このほかに銀、錦、鈔を与えたが鈔の額は不明である。六月には困赤禿の出征する千戸達に各一〇〇〇〇錠を賜わった

が、対象の人数が不明で合計額を算出できず、伯牙兀真、赤里、由柔伯牙伯刺麻、闊怯倫、忙哥真の五人の諸王に各々金五〇両とともに銀、幣、鈔を賜与したが、この鈔額も分らない。七月には不魯花真公主及び諸王阿只吉の女弟伯禿に銀とともに賜わった鈔も額が明らかでない³⁾。この年は新たに即位した成宗にとって、来駕する諸王等に対して多額の朝会賜与を行わなければならなかった筈である。しかし、鈔の合計は表示のように二四万二四〇〇錠で、別稿で述べたが銀は一二万九九〇〇両、金は一四〇〇両であり、必ずしも多いとはいえない額である。その理由は次章で検討する。

翌元貞元年（一二九五）は、表示の如く一六一万八七〇〇錠とこれまでに見られない額に達した。金は一九〇〇両、銀は一万〇四五〇両にすぎず、賜与の大部分が鈔によって行われたことになる。この年の内容を確認すると一万錠以上の事例には次のものがある。正月に安西王阿難答、寧遠王闊闊出が所部の貧窮を訴えたので、阿難答に二〇万錠、闊闊出に六万錠を賜与し、二月に濟寧王蛮子台の所部が困窮しているというので一八万錠を賜与り、駙馬那懷に一万五〇〇〇錠を賜与した。三月には征西將軍に任せられた密刺章麾下の貧乏な將校に馬一万匹の購入費として五万錠を給し、四月に章河から苦塩に至る間の駅戸の貧乏なものに一万二九〇〇錠を賜与り、扈從の探馬赤軍に市馬鈔として一二万錠を賜与し、貴赤親軍の貧乏な戸に四万一五〇〇錠を賜与り、五月に入って諸王阿只吉の所部が貧乏であるとして二〇万錠を賜与した。七月には普顔怯里迷失公主ら

の所部が窮乏しているとの理由で四九万錠という多額の鈔を賜与し、塞下の貧民に二万四〇〇〇錠を給し、禿禿合の所部が貧乏であるとして一〇万錠を賜与した。一〇月には各衛士中の貧乏なものに合せて二万九三〇〇余錠を賜与り、諸王巴撤而、火而忽答孫、禿刺の所部に四万八五〇〇余錠を賜与し、博而赤、答刺赤らが困窮しているとして二万九〇〇〇余錠を賜わった。一二月にも駙馬阿不花の所部が貧乏であるとの理由で一万錠を賜与した。一万錠以下の例も少なくなく、二月に諸王亦憐真所部の馬牛駅の貧乏な者に一〇〇〇錠を、閏四月には安南王陳益稷に一〇〇〇錠を賜わった。五月に魯国大長公主が応昌に仏寺を建立したので金五〇両とともに鈔一〇〇〇錠を賜与した。このほか一二月には諸王押忽禿、忽刺出、阿失罕らに各々金二五〇両、鈔五〇〇錠を賜与し、諸王不顔鉄木而と阿八也不干に金、銀、幣、帛とともに鈔四〇〇〇錠を賜わった。額が不明の例は、四月に貴赤万戸忽禿不花らの所部が敵に掠せられたのに対して賜わった鈔のみである⁴⁾。この年は所部が貧乏であるという理由で宗室、諸王への賜与が非常に多かったことが看取される。

元貞二年（一二九六）は前年に比べて遙かに少ない額に留まったが、その事例を確認しておこう。額の大きなものとして、まず四月に諸王八卜沙に四万錠、也真の所部に六万錠の賜与があった。ついで六月に西平王奥魯赤に銀とともに鈔六〇〇〇錠、その所部に六万錠を賜与り、諸王亦憐真の所部に二〇万錠、兀魯思の駐冬軍に三万錠を賜与し、七月には貴由赤の成軍に三万九〇〇〇錠を賜わった。

一万錠未満の例として、正月に諸王合班の妃に幣帛一〇〇〇匹とともに鈔一二〇〇錠を、駙馬塔海鉄木而に三〇〇〇錠を、回紇の不刺罕に一三〇〇錠を賜与した。三月には八撒、火而忽答孫、禿刺の三人に各一〇〇〇錠の合せて三〇〇〇錠を、諸王鉄木而の戦功に対し金二五〇両、銀二五〇〇両とともに鈔五〇〇〇錠を賜わり、五月に也黒迷失に四〇〇〇錠、一月に太常の礼楽戸に五〇〇〇〇余錠を賜与した。⁵この年は額の分らない事例はない。

大徳元年（一二九七）は表示の如く七四万八二〇〇錠だったが、各事例の内容は次のようである。諸王阿只吉が太原に駐屯していたが、河東の民が費用の負担の為に困窮する事態が生じ、正月に成宗は詔を発して阿只吉を詰問するとともに、歳に糧一万石と鈔三万錠を賜わることとした。この年から実施されたとみられるので表示の額に算入した。二月には晋王甘麻刺に七万錠、安西王阿難答に三万錠を賜与した。三月に称海の匠戸に対して市農具鈔として二万二九〇〇錠を、別吉の韃匠に一万〇九〇〇余錠を、牙忽都の所部中の貧戸に一万錠を賜わり、続いて四月にも牙忽都の所部に再び一万錠を賜与した。六月に諸王也里干の所部に二万錠を、朶思麻一三站の貧民に五〇〇〇余錠を賜わった。七月には諸王脱脫、沙禿而、孛羅赤に二〇〇〇錠、その所部に八万四〇〇〇錠を、撒都失里に一〇〇〇錠、その所部に二万余錠を、諸王不顔鉄木而と弟の伯真孛羅に四〇〇〇錠、その所部に八万四八〇〇余錠を賜与した。一月は諸王兀魯思不花に金一〇〇〇両、銀一万五〇〇〇両とともに鈔一万錠を賜

わり、沙州、瓜州に屯田する総帥汪惟和麾下の軍に牛・種・農具購入の為に中統鈔二万三三〇〇〇余錠を給し、葉木忽而に金一二五〇両、銀一万五〇〇〇両とともに鈔一万二〇〇〇錠を賜与した。二月には諸王忽刺出に一〇〇〇錠、その所部に四万四五〇〇余錠を、諸王阿朮と速哥鉄木而の所部に二万八九〇〇余錠を賜わった。閏二月に諸王忽刺出の所部に更に一万錠を、不思塔千戸らに約九万錠を、諸王阿牙赤に一〇〇〇錠、その所部に一万一〇〇〇余錠を、葉朶罕らの所部に七万錠を、暗都刺火者の所部に四万余錠を賜与した。このほか一万錠には満たないが、五月に臨洮での仏寺建立の為に一〇〇〇錠を賜わり、六月には湖広行省参政崔良知が廉貧であるとして塩課鈔一〇〇〇錠を賜与した。額不明の例として三月に諸王岳木忽而、兀魯思不花とその母阿不察らに各々金一〇〇〇両とともに賜わった鈔がある。⁶

大徳二年（一二九八）は一六二万一〇〇〇錠と元貞元年とほぼ同じく莫大な額に達した。この年には金は二二五〇両とわずかながらみられたが、銀は大徳六年（一二三〇）まで全くなく、賜与は全て鈔で賄われたといえよう。各事例を確認するとまず額の大きなものとして、正月に西平王奥魯赤の部民に糧三月、晋王に秣米五〇〇石、晋王の所部に鈔一二万錠を賜与し、和林に配置されている高麗、女直、漢軍に三万錠を賜わった。二月には瓜忽而の所部に三〇万錠、近侍の伯顔鉄木而らに三万錠、鎮南王脱歡に六万錠、也先鉄木而に市馬鈔として三万四四〇〇錠の、合せて四二万四四〇〇錠と莫大な

賜与があつた。五月に両都の八刺合赤に各三万錠の合せて六万錠を給し、一二月には朶而朶海の所部に八五万錠という莫大な額を賜与した。これらの額の大きなものほかに、正月に翰林王憚ら一四人の清貧守職を賞して二一〇〇錠を賜わり、一〇月には控鶴七〇〇人に五〇〇錠を賜与した。六月に諸王兀魯思に金一二五〇両、兀魯思不花とその母に一〇〇〇両とともに賜与した鈔、七月に諸王亦憐真に金、銀とともに賜わつた鈔は額が分らない。

大徳三（一二九九）年はどうだろうか。後述するように前年に成宗は財政難を理由とした右丞相完沢の計費節約の要請を嘉納したが、実際には表示のように四四一万錠といふこれまでにない巨額に達した。これは元朝一代を通じての最高額である。各事例をみてみると、三月に和林的の軍に一〇万錠を賜与し、四月には和林的の軍に再び帛四〇万匹、糧二万石とともに鈔五〇万錠を賜わつたうえに、和林宣慰司に命じて馬五〇〇〇頭を購入させて軍に支給した。更に六月にも和林的の戌軍に一四〇万錠といふ莫大な鈔を賜与した。八月になると定遠王藥木忽而の所部に一万五〇〇〇錠が賜与された。又、一〇月には諸王秃忽魯不花らの所部に三万七〇〇〇余錠、橐駝戸に合せて一〇万二〇〇〇錠を賜わつた。一一月には隆福宮の牧駝者に一〇万二〇〇〇錠を賜わり、諸王合帯の所部に一〇万錠、雲南王也先鉄木而とその所部に三万八〇〇〇錠の賜与があり、更に和林的の戌軍に幣帛二万九〇〇〇匹とともに鈔一四〇万余錠を賜わつた。一二月に諸王六十、脱脱らに一万三〇〇〇余錠、四怯薛衛士に五万二〇〇〇

〇〇余錠、千戸撤而兀魯の所部に四万錠の賜与があつた。この年は額不明の事例はない。和林的の軍に四回にわたり三四〇万錠が賜与されたことになる。

大徳四年（一三〇〇）は五万余錠と前年や前々年に比べて大幅に減つたが事例は次のとおりである。額の大きなものとしては、正月に諸王木忽難の所部に一万二〇〇〇錠、諸王兀魯思らの所部に六万錠を賜与し、二月に晋王の所部に四万錠を賜わつた。五月には諸王也只里の所部に二万錠、諸王八憐、脱列思の所部に六万五〇〇〇余錠を賜与した。九月に諸王出伯の所部に一万五四〇〇余錠を、一二月には諸王忻都の所部に五万錠、諸王兀魯思不花らの四部に合せて二二万九〇〇〇余錠を、西部の守城軍に二万八〇〇〇余錠を賜与した。高額の例の始どが諸王の所部に対するものであつたことがわかる。このほか、正月に翰林院承旨僧家にその母を養う為に五〇〇錠を賜わり、六月に御史中丞不忽木が卒したが、貧しくて葬儀の費用がないというので五〇〇錠を賜わつた。この年も額の分らない例はない。金・銀による賜与は全くみられず鈔のみであつた。

大徳五年（一三〇一）は再び二〇〇万錠を越す額となつたが、この年も金・銀は全く用いられず鈔のみである。まず額の大きいものを見ると、正月に八百媳婦の征討にむかう遠征軍に九万二〇〇〇錠を支給した。二月に入ると昭応宮に土地一〇〇頃とともに鈔一万五〇〇〇錠を、興教寺にも一〇〇頃と一万五〇〇〇錠を、興教に一万五〇〇〇錠を、上都の乾元寺に九〇頃と一万五〇〇〇錠を、万安寺

には六〇〇頃と一万錠を、南寺に一二〇頃と一万錠の合せて一〇一〇頃と八万錠を賜与した。三月には諸王也孫らに一万八五〇〇錠、諸王葉木忽而の所部に一万五九〇〇錠を賜わったが、このほかに和林的の貧乏な軍に対して二〇万錠を給した。和林的の軍には大徳三年（二一九九）に莫大な鈔を賜わり、賜与額膨張の主因となったが、翌四年には一件もなかった。ここで又かなりの額を賜与したことになる。四月になると、所部が貧乏との理由で晋王甘麻刺に四〇万錠という多額の鈔が賜与され、五月には山後に駐屯する月裏可里の軍に馬匹購入の為に市馬鈔八万八七〇〇錠を給し、六月に諸王念不烈の妃札忽而真の所部に二〇万錠を賜与した。七月は事例が多く、寧遠王闊闊出の所部に二万三〇〇〇余錠、諸王出伯の所部に六万錠と市馬鈔三八万四〇〇〇錠、諸王念不烈の妃札忽而真と出伯の軍に四〇万錠、大雪で多くの馬牛が死んだ称海より北境に至る間の一二站到一万一〇〇〇錠、上都の諸匠に二万七四〇〇錠を賜与した。八月には定遠の所部に羊馬価として一四万三〇〇〇錠を賜わった。これらの多額の例のほかに、七月に合丹の孫脱歡が北境から来帰したが、父母妻子が皆殺されたことを報告したので一四〇〇錠を賜わった¹⁰。この年も額が不明の事例はない。又、この年も対象の多くが諸王とその所部であったことが確認できる。

二一站が欠食ということ一万二七〇〇余錠を賑恤し、二月になると京師の民も乏食の状態に陥り、省台の委官に調査させた上で一万七一〇〇余錠を以って賑恤した。六月には諸王合答孫、脱歡、脱列鉄木而、伯牙倫、完者の所部に合せて四万五八〇〇余錠を、七月に諸王八八刺、脱脱灰、也只里、也減干らに四万三九〇〇余錠を、九月に諸王兀魯思不花の所部に六万錠、諸王八撒而らに八万六三〇〇余錠、諸王捏若迭而らに五八四〇錠を賜与した。一〇月には濟南、濱、棣、泰安、高唐の諸州で霖雨の為に米価が騰貴して民の流移するものが多く、粟とともに鈔三万錠を發して賑恤し、一二月にも保定等で饑民に一万錠を賑恤した。このほか、四月に釈放した囚人三八人に各々五錠を給した例がある。正月には雲南の站戸に馬とともに鈔を給したが額が不明である。この年は諸王への賜与と被災民への賑恤が大部分を占めたといえる。

大徳七年（一二三〇）はやや特別な年である。海都の長子チャパルとチャガタイ家のドウワが講和を申し出て、長年に亙った海都の乱が終結した年で、賜与された鈔も二二六万二七六〇錠の多額にのぼったが、大徳二年（一二九八）以来みられなかった銀も二〇万一四〇〇両が賜与された。各事例の内容をみると、二月に真定路の饑民に五万錠を賑恤し、北師に三八万錠を賜わり、三月には保定路の饑民に四万錠、遼陽路の饑民に一万錠、諸王小薛の所部に六万錠を賑恤した。五月に入ると和林的の軍に三八万錠を賜わり、更に大徳五年（一二三〇）の戦功に報いるとして北師に再び銀二〇万両、幣帛

各五万九〇〇匹とともに鈔二〇万錠を賞賜し、来朝した床兀児の戦功に対して金五〇両、銀四〇〇両を賜与するとともに配下の軍の貧乏なものに六九万余錠を賜わった。六月には欽察千戸等の貧乏な者に三万七八〇〇錠を給し、七月に諸王奴倫、伯顔、也不干らに九万錠を賜与した。八月には平陽、太原等が激しい地震にみまわれて多くの圧死者があり、この年の差税を免じ、山場や河泊での採捕を許すとともに鈔九万六五〇〇余錠を賑恤した。一月に諸王阿只吉の所部に糧一万石とともに鈔二〇万錠を賜わり、二月には皇姑魯国大長公主に幣帛各三〇〇匹とともに鈔二万五〇〇〇錠を賜与した。これらの高額な事例に加え、正月に也梯忽而的合に金五〇両、銀一〇〇〇両、幣帛一〇〇匹とともに鈔一〇〇〇錠を、二月に久しく鄂州に留まっている安南の陳益稷に一〇〇〇錠を賜与した。三月には真定路の饑民に前月に続いて六六〇錠を追加し、李陵台等の五站戸に一四〇〇余錠を賑恤した。五月になると諸王納忽里に幣三〇匹とともに鈔一〇〇〇錠を賜与し、閏五月には雲南行省平章也速帯而が所獲の金五〇〇両を献じたのに対し鈔一〇〇〇錠を賜わった。七月に大同の税課の徴収権を与えられていた乳母楊氏の家が過剰に取りたてて民を擾したので、官への輸納に戻すとともに楊氏に五〇〇錠を賜わった。八月には諸王脱鉄木而の子也先博怯の所部に六九〇〇余錠を賜与した。このほか額の分らないものに、二月に和林に配備された軍の交代に当たって給された鈔、閏五月に陣中で歿した也奴鉄木而、闊闊出、晃兀らの家に賜与した鈔、七月に諸王曲而魯

らの所部に弊とともに賜わった鈔等の例がある。又、一二月に宋隆濟平定の功によって諸將の秩禄を増すとともに銀、鈔を賞賜し、軍士に対して一人当たり一〇錠を賜わったが該当者数が分らず算出できな¹²⁾い。この年は軍に対する賜与が圧倒的に多かつたことがわかる。

大徳八年(一三〇四)の額の大きな事例には次のものがあつた。二月に太祖位怯憐口戸に布帛一万匹とともに鈔一万八二〇〇錠を、近侍の鷹坊怯憐口に布帛一万二〇〇〇匹とともに鈔二万七三〇〇錠を賜与した。四月に西平王奥魯赤、合帯らの所部に一万錠を賜わり、七月には諸王也孫鉄木而らに二〇万錠、西平王奥魯赤に二万錠、成北の千戸らに一五万錠、怯憐口に九万錠を賜与した。一月、寧遠王闊闊出が馬一万〇五〇〇頭を軍に給した代償として鈔五万二五〇〇錠を償還し、一二月には安西王阿難答、諸王阿只吉、也速不干らに一万四〇〇〇錠を賜与した。小額のものに一〇月に諸王阿只吉の所部に馬料価鈔として三九〇〇錠を給した例がある。額の分らないものとして、五月に宋隆濟平定の功により、諸王脱脱、亦吉里帯、平章床兀而らに銀、金帯、玉帯等とともに賜わった鈔、大理、金齒、曲靖、烏撒、烏蒙の宣慰等の官に銀とともに賜わった鈔、九月に四川、雲南に鎮守している軍士で家族が平陽、太原の地震で被災した者に賜わった鈔の事例がある。¹³⁾この年は諸王に対する賜与が過半であつた。

大徳九年(一三〇五)は四〇余万錠だったが、¹⁴⁾まず高額の事例か

ら確認する。正月に諸王完沢、撒都失里、別不花らの所部に五万六九〇〇錠を賜与した。二月には平陽、太原の地震で被災した站戸に一万二五〇〇錠を賑恤した。三月に安西王の所部に一万錠、親王脱脱に二〇〇〇錠、親王奴兀倫、孛羅らに金五〇〇両、銀一〇〇〇両とともに鈔二万錠を賜与し、五月には晋寧、冀寧の累歳の被災者に三万五〇〇〇錠を賑恤した。七月は興聖太后と宿衛の臣が懷州に赴くの際し、金一〇〇〇両、銀七万五〇〇〇両とともに鈔一三万錠を贈り、威定王岳木忽而に一万錠を賜与し、大都から上都に至る一二駅に一万一二〇〇錠を給した。八月に宝貨を献じた商胡塔乞に直として六万錠を賜わり、寧遠王闊闢出一万錠、その所部に三万錠を賜与し、九月には威武西寧王出伯の所部に三万錠を賜わった。これらの多額の事例のほかにも、正月に帝師鞏真監藏が卒したので、塔寺建設の為に金五〇〇両、銀一〇〇〇両、弊帛一万匹とともに鈔三〇〇〇錠を賜わり、三月には梁王を雲南行省の任務から解くに当たり一〇〇〇錠を賜与した。四月に察八而、朶瓦が遣した使者に銀一四〇〇両とともに鈔七八〇〇錠を賜わり、大同路で地震の為に官民の廬舎五〇〇〇余間が崩壊して二〇〇〇余人が圧死したのに対し、米二万五〇〇〇石とともに鈔四〇〇〇錠を賑恤した。七月に安西王阿南答の子月魯鉄木而に二〇〇〇錠、一〇月に駙馬按替不花に銀五〇両とともに鈔二〇〇錠を賜与した。額の分らない例として一〇月に諸王忽刺出、昔而吉思に衣服、弓矢とともに賜与した鈔、四川に従軍している軍士で家族が大同の地震で死亡した者に各五錠ず

つ賜わった鈔がある¹⁵。

大徳一〇年(一三〇六)は成宗朝で最も少ない額に留まったが事例は次のようであった。三月に安西王阿難答、西平王奥魯赤、不里亦に三万錠、南哥班に一万錠、彼らの所部に三万二〇〇〇錠を、三月には駙馬蛮子帯に一万錠を、五月に威武西寧王出伯に三万錠を賜与した。八月に開成路が地震にみまわれ、王宮や官民の廬舎が悉く圧壊し、秦王妃也里完をはじめ五〇〇余人が死亡したので、被災者に糧四万四一〇〇石とともに鈔一万三六〇〇余錠を賑恤した。このほか正月に京畿の雷家站の貧戸に五〇〇錠、奉聖州、懷来県の饑民に九〇〇錠を賑恤し、四月には梁王松山に一〇〇〇錠、八月に皇姪阿木哥に三〇〇〇錠を賜与した¹⁶。この年は額不明の例はない。

以上、表Iに示した各年の鈔額の内容を確認した。別稿で述べた世祖朝と比べると次のような相違が看取される。世祖朝に賜与、賑恤に用いられた鈔で確認できるのは四三万三九四五錠であったが、成宗朝は一五七九万〇一九〇錠に達する。両朝では期間が異なるので一年ごとの平均でみると世祖朝は一二万八〇五七錠で、成宗朝は一二万四六三〇錠と一〇倍余りの額に達する。一方、銀の額を比べてみると世祖朝の賜与額は四七八万八五六二両で、成宗朝は一〇分の一以下の四五万三三四〇両であり、一年ごとの平均では世祖朝は一四万〇八四〇両、成宗朝は三万四八七二両と四分の一以下である。銀から鈔への変化が加速度的に進行したことが窺える。馬羊牛等の家畜についてみると、世祖朝では確認できる馬の賜与

数は一六万四二四六頭、羊が五万四六六〇頭、牛が一萬〇七一一頭、驢が四九四〇頭、駝が二八〇頭であった。成宗朝は馬が六万三六〇〇頭で、羊と牛は頭数を確認できず、駝は全くなかった。世祖と成宗の在位期間の違いを考えれば馬は必ずしも減ったとはいえないが、羊と牛は明らかに減少したとみられる。一方、馬羊牛備鈔のように現物ではなく購入費を鈔で賜与した額は、世祖朝が一三二万九七八一錠で、一年の平均では三万九一一錠となる。成宗朝は合計が八五万〇七〇〇錠で、一年の平均は六万五四三八錠となり、世祖朝に比べて倍増した。つまり、世祖朝から成宗朝にかけての時期に、賜与の内容が銀、羊、牛等の現物から鈔に急速に変化したとみることができる。

表Iをみると至元三二年(一二九四)は二四万余錠、翌元貞元年(一二九五)は一六一万余錠と急増し、以後概ね多い年と少ない年が交互にあらわれる。至元三一年と元貞元年の場合は成宗の即位に伴う朝会賜与の問題があったと思われるが、他の年はどういう理由で増減したのか。賜与の対象ごとに検討してみよう。

二 朝会賜与の動向

表Iをもとにして支給の対象を諸王、軍、賑恤、その他に分けて各年ごとに示したのが表IIである。

全体の額をみると、表示の如く、諸王とその所部に対する賜与が七四七万八八四〇錠で四七・四パーセントを占め、軍への賜与が六

表II (単位 錠)

年	対象	諸王	軍	賑恤	他
至元31		14万2000	3万6600	1万3300	5万0500
元貞1		134万0000	24万0800	3万6900	1000
	2	37万5200	6万9000	0	1万3300
大徳1		59万4200	11万3200	5000	3万5800
	2	136万4400	12万0000	0	13万6600
	3	20万3000	345万2000	0	75万5000
	4	48万1400	2万8000	0	1000
	5	164万4400	38万0700	1万1000	31万8800
	6	24万1840	0	16万9800	190
	7	37万3900	168万7800	19万8560	2500
	8	30万0400	15万0000	0	13万5500
	9	30万2100	0	5万1500	8万2000
	10	11万6000	0	1万5000	0
	合計	747万8840	627万8100	50万1060	153万2190

二七万八一〇〇錠で三九・八パーセント、賑恤に用いられたのが五〇万一〇六〇錠で三・二パーセント、その他が一五三万二一九〇錠で九・七パーセントとなる。各年ごとの状況をみてみよう。

成宗が即位するとまず問題になるのが新皇帝の即位を祝う賜与である。来駕した諸王らに大規模な朝会賜与を実施する必要があったが『元史』一八・本紀一八・成宗一・至元三一年四月庚子の条に

中書省臣言、陛下新即位、諸王・駙馬賜与、宜依往年大会之例、賜金一者加四為五、銀一者加二為三。…從之。

とある。「往年の大会」が世祖即位の時のことをさすのか否か必ずしも明らかではないが、中書省は諸王、駙馬等に対する朝会賜与額を旧例に比べて金は五倍、銀は三倍に増額することを要請し、成宗の承認を得た。中書省がこのような提案をした理由や財政的根拠は明らかでないが、当初、朝会賜与がこの方針で行われたとみられる。しかし、わずか二ヶ月後の至元三二年（一二九四）六月壬辰の条に

中書省臣言、朝会賜与之外、余鈔止有二十七万錠。凡請錢糧者、乞量給之。定西平王奥魯赤、寧遠王闊闊出、鎮南王脱歡及也先帖木而大会賞賜例、金各五百兩、銀五千兩、鈔二千錠、幣帛各二百匹、諸王帖木而不花、也只里不花等、金各四百兩、銀四千兩、鈔一千六百錠、幣帛各一百六十匹。

とある。朝会賜与の結果、またたく間に国庫の備蓄が底をつき、鈔二七万錠を残すのみとなり、中書省は錢糧を望む者には錢糧で与えるよう提案した。中書省は四月に金・銀の増給を提案したわけだが、金・銀では足りず、多額の鈔が用いられたことが窺える。その鈔も窮乏してしまつたのである。その為、有力な西平王以下四人の賜与額を金五〇〇兩・銀五〇〇〇兩、鈔二〇〇〇錠、幣帛各二〇〇匹とし、諸王帖木而不花らは各々四〇〇兩、四〇〇〇兩、一六〇〇錠、一六〇匹と定めた。更に『元史』一八・本紀一八・成宗一・至元三

一年（一二九四）八月己丑の条に

詔諸路平準交鈔庫所貯銀九十三万六千九百五十兩、除留十九万二千四百五十兩為鈔母、余悉運至京師。

とあり、各地に兌換準備金として備えていた銀のうち約八〇パーセントに当たる七四万余兩を京師に運ぶよう命じた。これも朝会賜与の銀を確保する為の措置とみられるが、各地の鈔母は二〇万兩弱を残すのみとなり、結果的に鈔の信用を低下させ、鈔価の下落に拍車をかけることになったと思われる。しかし、このような手段をとっても朝会賜与の十分な財源を確保できなかった。『元史』一八・本紀一八・成宗一・至元三二年（一二九四）十一月辛亥の条に

中書省臣言、国賦歲有常数、先帝嘗言、凡賜与、雖有朕命、中書其斟酌之。由是、歲務節約、常有贏余。今諸王・藩戚、費耗繁重、余鈔止一百十六万二千余錠。上都・隆興・西京・応昌・甘肅等処、糶糧鈔計用二十余万錠、諸王五戸絲造作顔料鈔、計用十余万錠、而來会諸王尚多、恐無以給。乞俟其還部、臣等酌量定擬以聞。從之。

とある。中書省は、賜与については帝の命令があつても中書省が額を斟酌して実施してよいとの世祖の言葉（17）を引いて、宗室・諸王への賜与の負担が大きくなり、現在国庫には一二六万二〇〇〇余錠しかなく、支出が予定されている三〇余万錠を除くと、続々と来朝する全ての諸王に賜与する余裕がないとして、彼らの帰還後に中書省でどのくらいの額を賜与できるか検討して報告したいと要請し、成宗の

承認を得た。この年に確認できる鈔の賜与額は表示のように二四万二四〇〇錠で、宗室、諸王を対象としたものは一四万二〇〇〇錠のみである。このほか銀が二万九九〇〇両、金が一四〇〇両あるが、いずれも必ずしも多い額ではない。額が示されない事例もあるが、実際の賜与額はこれらの額を上まわったとみられるが、四月に中書省が示した朝会賜与の増額案を実施できなかったことは確かである。諸王を一旦帰部させて改めて可能な賜与額を定めるといいうのであるから、翌年にもちこしたことになる。その結果が翌元貞元年（一二九五）の表示額である。元貞元年の賜与額は一六一万八七〇〇錠と莫大な額に達したが、金は一九〇〇両、銀は一万〇四五〇両にすぎなかった。前年四月の案は次年になっても実施できず、大部分が鈔に切り替えられたことになる。注目されるのは、殆ど例が宗室、諸王の「所部が貧乏」という理由で賜与されたことである。前年一月に中書省は世祖の言葉を援用しつつ、額は中書省が「酌量」したいと要請し成宗の承認を得たが、酌量とは必要の度合いを勘案し、実行可能な額に減額して調整しようとしたのだとみられる。賜与を減らされて憤懣やるかたない宗室、諸王は所部が貧乏で困窮していると称し、強く賜与の増額をもとめ、成宗も彼らの強請を拒否できなかった結果が表示のような額になった理由である。他の年でもそうだが前述の同年七月甲申の条でも塞下の貧民に二万四〇〇〇錠を「給」と記されている。饑民や困窮者に与える例では「賑」、「給」と表記されるケースが多い。しかし、この年

の「所部の貧乏」を理由とした事例では全て「賜」と記されている。元貞元年（一二九五）三月丙寅の条に

國王和童隱所賜本部貧民鈔三百五十錠、命台臣遣人按問愧之。

とある例にも示されるように、宗室、諸王が所部の貧乏を理由に強く賜与をもとめ、それを所部に渡さない場合もあった。所部の貧乏を理由とした事例も実質的に宗室、諸王への賜与とみてさしつかえあるまい。別稿で示した金・銀の額からみて、至元三十一年（一二九四）四月に約束した金・銀は賜与できず、鈔を用いざるを得なかったが、減額に失敗して増大してしまったことが、この年の鈔賜与額が莫大なものになった理由であろう。

元貞二年（一二九六）は、表示のように、前年に比べて遙かに少ない額にとどまったが、内容をみるとやはり大部分が諸王に対する賜与である。この年も財政の逼迫を背景とする支給の遅延・減額、金や銀ではなく鈔が中心となったことなど、朝会賜与に対する諸王の不満が燻っていたとみられ、諸王が所部の困窮を理由に賜与を強請する例が多かった。『元史』一九・本紀一九・成宗二・元貞二年（一二九六）五月辛未の条に

安西王遣使來告貧乏、帝語之曰、世祖以分資之難、嘗有聖訓、阿難答亦知之矣。若言貧乏、豈独汝耶。去歲賜鈔二十万錠、又給以糧。今与、則諸王以為不均、不与、則汝言人多饑死。其給糧万石、扱貧者賑之。

とある。安西王阿難答が所部の貧窮を理由に賜与を求めたのに対

し、成宗は世祖の言葉を引いて、貧窮は安西王のみではなく、安西

王には去年すでに二〇万錠と糧を賜与しているので、更に与えれば他の諸王と均衡を欠くことになる。糧一万石を支給するから貧者を扱んで賑給せよと述べた。諸王が所部の貧窮を理由に賜与を強請する場合が多く、皇帝側もなかなか拒否できなかった状況を窺うことができる。同年六月に西平王奥魯赤に銀と鈔六〇〇〇錠を、所部に六万錠を賜わったことは前述したが、皇帝側も所部の貧窮が口実となつてゐることを察しており、王自身と所部に賜与の対象を明示することにより、諸王が全てを着服してしまふことを防止しようとしたとみられる。元貞二年（一二九六）になつても諸王の間に朝会賜与に対する不満が尾を引いていたとみられ、『元史』一九・本紀一九・成宗二・元貞二年（一二九六）二月癸卯の条に

定諸王朝会賜与、太祖位、金千兩・銀七万五千兩、世祖位、金各五百兩・銀二万五千兩、各有差。

とある。世祖の歿後三年近くたったこの段階で、やや唐突にこのような決定がなされたのは、朝会賜与に対する宗室・諸王の強い不満をなだめる措置であろう。朝会賜与は新帝即位の時に行われるものであるが、成宗は即位したばかりで、次代の朝会賜与額を約束するのは不自然なことである。鈔は含まれず多額の金・銀を賜与する内容で、これを実施すれば莫大な金・銀が必要となるであろう。成宗にすれば実施可能か否かは別にして、とりあえずこのような約束をせざるを得なかつたのであろう。それでは各年ごとの特徴について

みてゆこう。

三 その後の諸王への賜与

大徳元年（一二九七）もかなりの額にのぼつたが、対象はやはり諸王とその家族や所部等、諸王に関するものが八〇パーセント近くを占めた。ただ四月の一例、七月の五例、一二月の二例、閏一二月の二例にみられるように、諸王と所部に分けるか所部と明示するケースが非常に多くなつてゐる。前述のように元貞二年（一二九六）から多くみられるが、朝会賜与についての不満を背景に、諸王が所部の貧窮を理由として賜与を強請したのに対し、成宗側が対象を明確に区別することによつて、諸王の恣意的な要請を牽制しようとしたのだとみられる。又、この年は賑恤の事例が多く一二件ある。旱、水、疫害等のみまわれた地域に米、粟、糧を賑給したが、鈔を用いたのは朶思麻の一三站の貧民に五〇〇〇錠を給した例のみである。これは当然で、災害によつて食料そのものが乏しくなつてゐる地域に鈔を賑給しても効果はない。別稿でみたように、世祖朝の至元二〇年（一二八三）代には賑恤に多額の鈔が用いられたが、成宗朝の元貞二年（一二九六）から大徳四年（一三〇二）までは極く少ない。大徳二年（一二九八）についてみると、この年は確認できるだけで一六二万余錠という莫大な鈔が賜与された。一方、金・銀の賜与は殆どなく、賜与はほぼ鈔に限られた。『元史』一九・本紀一九・成宗二・大徳二年（一二九八）二月丙子の条に

帝諭中書省臣曰、每歲天下金銀鈔弊所入幾何、諸王・駙馬賜与
及一切營建所出幾何、其會計以聞。右丞相完沢言、歲入之數、
金一万九千兩、銀六万兩、鈔三百六十万錠。然猶不足於用、又
於至元鈔本中借二十万錠。自今、敢以節用為請。帝嘉納焉、罷
中外土木之役。

とある。成宗が中書省に歲入額と諸王、駙馬達への賜与額、營建の
費用等を報告させた所、右丞相完沢は歲入は金一万九〇〇〇兩、銀
六万兩、鈔三六〇万錠だが、これでも不足で至元鈔の鈔本から二〇
万錠を取り崩していると述べて節約を要請し、成宗は中外の土木工
事の中止を命じたという。完沢は諸王、駙馬等への賜与額を明示し
ていないが、成宗はこれを第一に質問しており、表示のように一三
六万四四〇〇錠に及び、この年の全賜与額の八四・七パーセントに
当たり、完沢のいう歲入鈔額の三七・九パーセントに当たる。諸王
らに対する賜与が財政上の重い負担だったことがわかる。『元史』
一九・本紀一九・成宗二・大德二年（一二九八）五月己酉の条に
諸王念不列・妃扎忽真、詐增所部貧戸、冒支鈔一万六百余錠。
遣扎魯忽赤同王府宮追之。

とあり、諸王と妃が所部の貧戸数を水増しして一万〇六〇〇余錠を
詐取したのに対し、これを追奪した。所部の貧窮を理由に賜与を強
請する諸王の貪欲な態度の背景には、約束通りに実施されなかった
朝会賜与に対する強い不満があり、成宗側としても強い態度をとり
にくい立場にあったが、二月の完沢の報告を受け厳しい処置をとっ

たものとみられる。

大德三年（一二九九）についてみると『元史』二〇・本紀二〇・
成宗三・大德三年正月壬辰の条に

中書省臣言、比年公帑所費、動輒鉅万、歲入之數、不支半歲、
自余皆借及鈔本。臣恐理財失宜、鈔法亦壞。帝嘉納之。仍令諭
月赤察而等、自今一切賜与皆勿奏。

とあり、中書省は公帑の支出が大きく、歲入の額では半年もたず、
不足分は鈔本をとりくずしている有様で、財政の破綻、鈔法の崩壊
が危惧されると訴え、成宗はこれを受けて今後賜与の要請があつて
もとつがなない様命じた。成宗も賜与が財政悪化の主要な要因とみ
ていたことが窺える。この年は、表示のように、諸王、駙馬等への
賜与は二〇万余錠で前年の約七分の一以下に減少した。前年以來の
中書省の要請により賜与を制限した結果であろう。しかもこの年は
諸王自身ではなく所部を対象として賜与している。しかし、結果的
に四四一万錠というこれ迄にない巨額になってしまった。その原因
は軍、特に和林の守備軍に、四回にわたって三四〇万余錠という莫
大な賜与をせざるを得なかった為である。和林の軍には鈔の外にも
帛四〇万匹・幣帛二万九〇〇〇匹・糧二万石・馬五〇〇〇匹も賜
わった。諸王、駙馬等への賜与を財政悪化の主要因とみて減額に努
めたが、軍事面からの要請によって全体として前年の倍以上にふく
らんでしまったのである。この間の金・銀賜与をみると、至元三一
年（一二九四）は金一四〇〇兩、銀一二万九九〇〇兩とかなりの額

が賜与されたが、元貞元年（一二九五）は金一九〇〇両、銀一万〇四五〇両、元貞二年（一二九六）は金二五〇両、銀二七五〇両、大徳元年（一二九七）は金二九五〇両、銀三万両、大徳二年（一二九八）は金二二五〇両、銀なしと概ね減少の一途をたどり、大徳三年（一二九九）以後は金・銀は全くみられなくなり、賜与は全て鈔によるかたちとなっていった。

大徳四年（一三〇〇）についてみると『元史』二〇・本紀二〇・成宗三・大徳四年五月の癸未の条に

左丞相答剌罕遣使来言、横費不節、府庫漸虚。

とあり、左丞相が冗費を節約しなければ財政が破綻すると報告した。前年に軍に対して莫大な賜与を行わざるを得ず財政が逼迫している状況だったとみられる。この年の軍に対する賜与は一件二万八〇〇〇錠にすぎない。しかし、諸王に対するものが再び増加しつつあって八件あり、この年の総額の九四・三パーセントに及ぶ。ただ諸王の所部と対象を明示し、諸王自身と区別しているのはこれ迄と同様で、諸王への賜与のチェックの為とみられる。

大徳五年（一三〇一）についてみると、軍に対するものは三件で合計三八万〇七〇〇錠と、この年の賜与額の一六・三パーセントとなる。このほか諸寺に対するものが八万錠、諸匠への賜与が二一万七四〇〇錠あった。最も多いのが諸王、王妃とその所部に対するもので、八件一六万四四〇〇錠あり、この年の七〇・四パーセントを占めた。諸王とその所部に分けているが元貞元年（一二九五）の

一三四万錠、大徳二年（一二九八）の一三六万錠を上まわり、これ迄の最高額となった。この年の賜与総額を引き上げたのは諸王らに対する賜与だったことが確認できる。

大徳六年（一三〇二）は、諸王とその所部に対するものが六、七月に各一件、九月が三件と五件あり、二四万一八四〇錠とこの年の五八・七パーセントを占めた。このほか賑恤の事例が多く、一六万九八〇〇錠とこの年の四一・二パーセントに及ぶ。正月、二月、一〇月、一二月と四件あり、京師、済南、保定等の地域が対象であった。

大徳七年（一三〇三）をみると、この年は海都の乱の終結を背景に、軍に対する賜与が五次にわたり、合計で一六八万七八〇〇錠に達した。その中心は和林の軍と床兀兒麾下の軍であり、大徳二年（一二九八）以来、久し振りに用いられた銀も軍に対するものであった。諸王とその所部に対する賜与は、七件三七万三九〇〇錠で特に多くはない。被災民に対する賑恤は二〇万錠に近く、これまでで最も多くなつた。鈔が用いられた地域は真定路、保定路、遼陽路と太原、平陽であり、真定、保定といった比較的京師に近い所は従来も賑恤に鈔が用いられた地域である。大徳八年（一三〇四）は、諸王に対する賜与が三〇万余錠と五一・三パーセントを占めるが、額そのものが多いわけではない。軍に対するものが一五万錠と大幅に減少したこと、前年かなりの額にのぼった賑恤がなかったことがこの年の合計額を引き下げた原因である。大徳九年（一三〇五）の諸王

とその所部への賜与は三〇万余錠で特に多くはない。大徳一〇年（一二三〇六）は合計額そのものが少なく、一〇件中の七件が諸王、駙馬への賜与で、一一万六〇〇〇錠とこの年の八八・五パーセントに当たる。これに開成路の地震を始めとした被災民への賑恤がわずかに加わるのみで、合計額は少額に留まった。

おわりに

成宗は大徳一一年（一二三〇七）正月に歿するまで、一三年間在位したが、この間賜与した鈔は一五七九万余錠にのぼる。年平均では一二万余錠となり、世祖朝の一〇倍に達する。銀は総額で四五万余両あったが、即位した至元三二年（一二九四）と海都の乱が終結した大徳七年（一二三〇三）に用いられたものが大半で、他の年はごくわずかであり、大徳二年（一二九八）から六年（一三〇二）の間は全くみられない。世祖朝でも至元二〇年（一二八三）代から鈔が賜与に多用されるようになったが、銀・家畜の現物も併用された。これに対して成宗朝ではほぼ完全に鈔に切り替えられたといえる。

賜与の対象としては、総額の四七・四パーセントを占める諸王と、三九・八パーセントの軍で合せて九〇パーセント近くなり、両者が主な対象だった。ただ軍への多額の賜与は、海都の乱の軍事情勢が緊迫した大徳三年（一二九九）と終結した大徳七年（一二三〇三）が大半を占め、他の年はごくわずかで全くない年もある。恒常的に多額の鈔を賜与されたのは諸王とその所部である。彼らに対する賜与

額は七四七万余錠に及び、財政上の重い負担となったのである。

註

(1) 奥山憲夫「元朝の馬羊牛賜与」(国士舘大学「人文学会紀要」三九、二〇〇七年三月)、「元朝の金銀賜与」(山根幸夫教授追悼記念論叢「明代中国の歴史的位相」下、二〇〇七年六月、汲古書院)、「元世祖朝の鈔賜与」(『明清史研究』第六輯、二〇一〇年四月)

(2) 表1は『元史』本紀一八、一九、二〇、二一によって作製した。例えば至元三一年については『元史』卷一八・本紀一八・成宗一・至元三二年五月丁卯の条に

賜安西王阿難答鈔万錠。

とあり、五月庚午の条に

諸王亦里不花来朝、以瘠馬輸官、官酬其直、為鈔十有一万五千錠。

とあり、五月壬申の条に

以也速帶而所統將士貧乏、給鈔万錠。

とあり、六月戊申の条に

賜雪雪的斤公主鈔千錠、諸王伯答罕、末察合而部貧乏者三千錠、伯牙兀真、赤里、由柔伯牙伯刺麻、闊怯倫、忙哥真各金五十兩、銀、鈔幣有差。

とあり、七月乙卯の条に

以諸王出伯所部四百余戸乏食、徙其家屬就食内郡、仍賜以奥魯軍年例鈔三千錠。給瓜、沙之民徙甘州屯田者牛餽鈔二千六百錠。

- とあり、七月甲戌の条に
 詔月兒魯守北辺、賜其所統軍士幣帛各万匹、及西征軍士幣三万匹、鈔
 三万六千六百錠。
 とあり、八月辛卯の条に
 以忙哥撒而妻子為敵所掠、賜鈔八千錠。
 とあり、一二月乙未の条に
 以伯遙帶忽刺出所隸一千戶饑、賜鈔万錠。
 とあり、一二月庚子の条に
 用帝師奏、釈京師大辟三十人、杖以下百人、賜諸鰥寡貧民鈔三百錠。
 ；以東勝等処牛遞戸貧乏、賜鈔三千余錠。；阿思民為海都所虜、賜鈔
 三万九千九百錠。
 とある。額不明のものをのぞく二四万二四〇〇錠を表示した。以下の各年
 の額についても同様にして算出した。又、数字の後に余とある場合には数
 字のみを合計した。
- (3) 『元史』一八・本紀一八・成宗一(以下月日のみ記する)至元三二年五月
 丁卯、庚午、壬申、六月戊申、七月乙卯、甲戌、八月辛卯、一二月乙未、
 庚子の条。
- (4) 元貞元年正月癸亥、二月丁亥、癸卯、三月丙午、四月辛巳、戊戌、庚子、
 閏四月戊辰、五月戊寅、甲午、七月丁丑、甲申、辛卯、一〇月己未、癸亥、
 丁卯、一二月癸卯、己未、元貞二年五月辛未の条。
- (5) 『元史』一九・本紀一九・成宗二・元貞二年正月乙未、三月壬申、癸巳、
 四月己亥朔、五月丁酉、六月丙寅、七月辛巳、一二月壬辰の条。
- (6) 大徳元年正月辛卯、二月甲午朔、三月庚寅、四月壬寅、五月戊辰、六月
 丙辰、七月辛未、丁亥、一二月丁丑、戊子、一二月乙卯、閏一二月壬申、
 己卯、甲申の条。
 正月庚午の条に諸王要木忽而、兀魯思不花の歳賜額を各一〇〇〇錠増加す
 る記事があるが、この年に歳例賜与が実施されたという記事がないので表
 示額に算入していない。
- (7) 大徳二年正月己酉、二月丙戌、四月庚申、五月己酉、一〇月戊寅、一二
 月乙丑の条。
- (8) 『元史』二〇・本紀二〇・成宗三・大徳三年三月戊申、四月己卯、六月壬
 申、八月己巳、一〇月丙子、一二月己亥、一二月癸酉の条。
- (9) 大徳四年正月癸卯、二月丙子、五月辛丑、六月丁巳、九月甲子、一二
 月癸巳の条。
- (10) 大徳五年正月庚戌、二月戊戌、三月壬子、戊午、四月壬午、五月己酉、
 六月甲午、七月庚子、辛亥、癸亥、八月戊辰の条。
- (11) 大徳六年正月丙午、二月丙戌、四月丁卯、六月甲申、七月辛酉、九月甲午、
 丁未、丁巳、一〇月壬午、一二月癸未の条。
- (12) 『元史』二二・本紀二二・成宗四・大徳七年正月丁巳、二月己卯、壬午、
 三月己巳朔、乙未、丙辰、五月己丑、壬辰、丁未、乙卯、閏五月庚辰、六
 月壬辰、七月戊寅、丁丑、八月辛亥、辛卯、一二月甲寅朔、一二月辛丑の条。
- (13) 大徳八年二月丙午、四月丁未、七月癸亥、一〇月辛巳、一二月壬申、一
 二月辛丑の条。
- (14) 『元史』二二・本紀二二・成宗四・大徳九年正月甲戌の条に

賜諸王完沢、撒都失里、別不花等所部鈔五万六千九百錠、幣帛有差、鷹師等百五十万錠。

とあり、丙午の条に

賜宿衛怯憐口鈔一百万錠。

とある。鷹師、怯憐口に対する賜与としては余りに莫大な額で不自然であり、賜与の対象、数字のいづれか、或いは両方の誤りと考えざるを得ない。鷹師や怯憐口に対する賜与の例はほかにもあるので額の誤りとみられるが、ここでは二例の賜与額は不明としておく。

(15) 大徳九年正月戊午、甲戌、二月丙午、三月丁未朔、庚戌、戊午、四月乙酉、戊子、五月癸亥、七月癸丑、壬戌、八月丙戌、乙未、九月庚申、一〇月庚寅の条。

(16) 大徳一〇年正月丁卯、二月戊辰、三月乙未、四月甲子、五月丁亥、八月辛亥、壬寅の条。

(17) 『元史』一四・本紀一四・世祖一一・至元二四年二月壬子の条に

中書省臣言、自正旦至二月中旬費鈔五十万錠、臣等兼総財賦、自今侍臣奏請賜賚、乞令臣等預議。帝曰、此朕所常慮。仍諭玉速鉄木兒、月赤徹兒知之。

とあり、『元史』一五・本紀一五・世祖一二・至元二五年一二月辛未の条に桑哥言、有分地之臣、例以貧乏為辭、希覲賜与。財非天墜地出、皆取於民、苟不慎其出入、恐国用不足。帝曰、自今不当給者汝即画之、当給者宜覆奏、朕自処之。

とある。